

議案第44号

つくば市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月19日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第9条」を「、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項」に改める。

第7条の見出しを「（派遣職員等の処遇の状況等の報告）」に改める。

本則に次の8条を加える。

（特定法人）

第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、つくばまちなかデザイン株式会社とする。

（法第10条第1項に規定する条例で定める職員）

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

(法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合)

第10条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められるとき

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要等のために退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合)

第11条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められるときとする。

(法第10条第2項に規定する条例で定める事項)

第12条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に

関する事項

(2) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における業務の従事  
の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第13条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関するつくば市職員の  
給与に関する条例第29条第1項の規定の適用については、特定法人において就い  
ていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤  
を含む。)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第14条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合  
におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員  
との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要  
な調整を行うことができる。

(退職派遣者等の処遇の状況等の報告)

第15条 任命権者は、規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人におけ  
る処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用  
された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

特定法人へ職員を派遣するに当たって、公益的法人等への一般職の地方公務員の  
派遣等に関する法律により条例に委任されている事項について定めるため、この条  
例案を提出するものである。

## つくば市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年つくば市条例第10号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、<u>第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項</u>の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条—第6条 （略）</p> <p><u>(派遣職員等の処遇の状況等の報告)</u></p> <p>第7条 （略）</p> <p><u>(特定法人)</u></p> <p>第8条 <u>法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、つくばまちなかデザイン株式会社とする。</u></p> <p><u>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</u></p> <p>第9条 <u>法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合)</u></p> <p>第10条 <u>法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項<u>並びに第9条</u>の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条—第6条 （略）</p> <p><u>(報告)</u></p> <p>第7条 （略）</p>

職させることができないか又は適当でない認められるとき

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなつた場合

イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなつた場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要等のために退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合)

第11条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反した場合であつて、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められるときとする。

(法第10条第2項に規定する条例で定める事項)

第12条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における業務の従事状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第13条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関するつくば市職員の給与に関する条例第29条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を

含む。)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第14条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(退職派遣者等の処遇の状況等の報告)

第15条 任命権者は、規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附則 (略)

附則 (略)